

令和 7年 9月 3日 (水)

於 : 筑紫野市文化会館

令和 7 年 9 月税理士会例会

1 署長あいさつ

2 税務署提出議題

(1) 総務課

- ・税理士の業務の実態の確認について

皆様のご協力のもと面談形式により実施していましたが、①近年の懲戒処分件数の増加を踏まえ、質問項目を事前にお知らせすることで、先生ご自身で、税理士法の趣旨や会則について再認識していただくこと、②双方の事務効率化の観点から、今後、実施する「業務の実態確認」につきましては、一定数の先生に対し、担当者から電話でお知らせした上で、「質問表兼回答票」を事前に送付し回答いただく方法に変更します。

なお、回答いただいた回答票につきましては、担当者が確認の上、再度、電話で連絡を行い、不明な点をお尋ねする、又は、実地に臨場して確認をさせていただきます。

- ・窓口の時間短縮について

令和 7 年 8 月 1 日から税務署窓口での納付・納税証明書請求の受付時間を原則、9時から 15 時までに短縮しています。

(2) 個人課税部門

「令和7年分の所得税等の確定申告書(案)」が国税庁ホームページに掲載されておりますのでお知らせします。

この確定申告書(案)は、令和8年1月以降に使用が可能となります(今後、変更する可能性があります。)

なお、確定版の様式については例年12月に国税庁ホームページに掲載される予定です。

【掲載場所】

国税庁HPホーム>税の情報・手続・用紙>税について調べる>
所得税の確定申告>確定申告に関する様式等>令和7年分の所得税
等の確定申告書(今後変更する場合があります。)(PDF/941KB)



(3) 資産課税部門

・路線価図等の正誤表の掲載について

国税庁ホームページに公表している、路線価図等に誤りがあったことが判明し、令和7年8月22日(金)に正誤表を掲載しました。

誤り箇所は、令和5年分から令和7年分の大阪国税局管内の路線価図及び倍率表です。

確認の際には、お手数をおかけしますが、同ページにあります、「路線価図等の正誤表」を併せて確認していただきますようお願いいたします。

(4) 法人課税部門

・国税庁から日税連への周知・広報の依頼について

別紙「国税庁ホームページ等の情報について」の1～7までの各項目について、本年7月30日付で、国税庁から日本税理士会連合会に対して、各税理士会及び各支部への周知等を依頼しており、併せて別紙の2～6までの各項目については、国税庁から日本税理士会連合会に対して、ホームページや機関紙(誌)等への掲載についても協力を依頼しております。

国税庁ホームページ等の情報について

1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



国税庁では、源泉徴収義務者の方が、今般の所得税の基礎控除の見直し等に適切に対応いただけるよう、上記「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」を開設して、周知・広報を順次進めているところです。

また、9月中旬に「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」が開設される予定で、その情報については9月上旬に特設サイトに掲載される予定です。

2 年末調整がよくわかるページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



例年、年末調整の時期には、国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）」を開設しています。

令和7年分については、令和7年9月下旬に更新される予定です。

3 年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先と従業員の双方の年末調整に係る事務負担の軽減を期待できることから、国税庁では、年末調整手続の電子化を推進しています。

4 源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けた施策の一つとして「キャッシュレス納付の推進」に取り組んでおります。

本年3月には、国税庁ホームページ内に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が開設されました。このコーナーでは、所得税徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付という一連の流れを画面操作で体感することができます。

年に12回ある源泉所得税の納付の際に金融機関等へ出向くことなくオフィスや自宅から納税できるため、経営者や経理担当者の方の業務効率化につながります。もちろん、税額がない場合に税務署へご提出いただいているいわゆる「ゼロ納付書」も提出することができます。



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

5 給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0025004-071.pdf>

給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の源泉徴収票の情報を含みます。）を事業者の方から税務署にオンラインで提出していただくと、従業員の方の確定申告において、マイナポータル連携の自動入力の対象になり、たいへん便利です。

また、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成と同時に、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それぞれを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。

さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定です。



6 マイナンバーカードの有効期限に関する Q & A

<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>



令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目となるため、交付後10年目を迎える平成28年に交付されたマイナンバーカードについては、その本体（有効期限10年）及び電子証明書（有効期限5年）が更新時期を迎えます。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続やコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなりますので、早期の更新をおすすめします。

7 所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>

国税庁では、令和8年9月に、基幹システムの「国税総合管理システム（KSK）」を刷新（KSK2の導入）する予定です。

このKSK2の導入に伴い、令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）の様式を変更する予定です（A4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式へ変更）。

この点に関しては、令和7年8月下旬頃に、国税庁ホームページ（上記「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」ページ）に詳細な情報が掲載される予定です。



（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。